

北九州市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書類

令和2年12月までに終了した治療が対象となります。

以下の書類を準備し、申請期限までに各区役所「健康相談コーナー」に提出してください。
 (⑥以外、原本での提出をお願いします。)

	提出が必要な方	提出書類
①	全員	北九州市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書兼同意書（様式第1号） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">このHPからダウンロードできます</div>
②	全員	北九州市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">このHPからダウンロードできます</div>
③	全員	当該治療に係る領収書等一式
④	全員	住民票（申請日から3か月以内に発行された続柄記載のもの） ※マイナンバーが記載されていないものを提出してください。 ※夫婦の一方が北九州市外にお住まいの場合は、その自治体の住民票を取得し提出してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【北九州市の発行場所】 ・各区市民課、出張所 ・行政サービスコーナー</div>
⑤	全員	ご夫婦それぞれの市県民税所得（課税）額証明書 ※申請する月によって、証明書の年度が異なるのでご注意ください。 ・令和2年5月までに申請の方 →平成30年1月～12月分の所得証明 ・令和2年6月以降に申請の方 →平成31年1月～令和元年12月分の所得証明 ※夫婦の一方が北九州市外にお住まいの場合（課税基準日に市外にお住まいの場合）は、その自治体の市県民税所得（課税）額証明書を取得し提出してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【北九州市の発行場所】 ・各市税事務所市民税課または税務課、出張所</div>
⑥	全員	振込先の預金通帳等の写し （金融機関名、支店、口座番号、口座名義人が特定できるもの）
⑦	該当の方	戸籍謄本（申請日から3か月以内に発行されたもの） ※住民票で夫婦の婚姻関係が確認できない場合は提出が必要です。 本籍地が北九州市外の場合、その自治体から取得し提出してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">【北九州市の発行場所】 ・各区市民課、出張所 ・行政サービスコーナー</div>

※ 個別の事情に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。